

第8回千葉海区漁業調整委員会 会議次第

期日：令和8年1月26日(月)
午後1時30分から
場所：千葉県教育会館203会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選出

4 議 題

- (1) 千葉海区漁場計画の変更について (諮問)
- (2) 千葉海区漁場計画の変更に係る公聴会の開催について
- (3) その他

5 そ の 他

6 事務局連絡事項

7 閉 会

第1号議案

千葉海区漁場計画の変更について（諮問）

このことについて、令和8年1月15日付け水産第1410号で知事
から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和8年1月26日

会長 石井 春人

水産第1410号

千葉海区漁業調整委員会 様

千葉海区漁場計画の変更について（諮問）

このことについて、千葉海区漁場計画を別添案のとおり変更したいので、
漁業法第64条第8項で準用する同条第4項の規定により諮問します。

令和8年1月15日

千葉県知事 熊谷俊人
(公印省略)

(別添)

- ・千葉海区漁場計画の変更案
- ・計画の変更箇所に係る漁業権の概要

千葉海区漁場計画の変更案

千葉海区漁場計画の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
千葉海区漁場計画 一 漁業権に関する事項 その一～その九十七（略） その九十七	千葉海区漁場計画 一 漁業権に関する事項 その一～その九十七（略） その九十七
1 公示番号 短共第一号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期（略） 5 存続期間 <u>令和八年九月一日から令和九年八月三十一日まで</u> 6 関係地区（略） 7 条件（略） その九十八	1 公示番号 短共第一号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期（略） 5 存続期間 <u>令和七年九月一日から令和八年八月三十一日まで</u> 6 関係地区（略） 7 条件（略） その九十九
1 公示番号 短共第二号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期（略） 5 存続期間 <u>令和八年九月一日から令和九年八月三十一日まで</u> 6 関係地区（略） 7 条件（略） その九十九	1 公示番号 短共第二号 2 漁場の位置（略） 3 漁場の区域（略） 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期（略） 5 存続期間 <u>令和七年九月一日から令和八年八月三十一日まで</u> 6 関係地区（略） 7 条件（略） その百
1 公示番号 短区第一号 2 漁場の位置（略） その百	1 公示番号 短区第一号 2 漁場の位置（略） その百

3 漁場の区域 (略)	3 漁場の区域 (略)
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)	4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
5 存続期間 令和八年八月二十日から令和九年四月三十日まで	5 存続期間 令和八年八月二十日から令和八年四月三十日まで
6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
7 関係地区 (略)	7 関係地区 (略)
8 条件 (略)	8 条件 (略)
その百一	その百一
1 公示番号 短区第二号	1 公示番号 短区第二号
2 漁場の位置 (略)	2 漁場の位置 (略)
3 漁場の区域 (略)	3 漁場の区域 (略)
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)	4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
5 存続期間 令和八年八月二十日から令和九年四月三十日まで	5 存続期間 令和八年八月二十日から令和八年四月三十日まで
6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
7 関係地区 (略)	7 関係地区 (略)
8 条件 (略)	8 条件 (略)
その百二	その百二
1 公示番号 短区第三号	1 公示番号 短区第三号
2 漁場の位置 (略)	2 漁場の位置 (略)
3 漁場の区域 (略)	3 漁場の区域 (略)
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)	4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
5 存続期間 令和八年八月二十日から令和九年四月三十日まで	5 存続期間 令和八年八月二十日から令和八年四月三十日まで
6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
7 関係地区 (略)	7 関係地区 (略)
8 条件 (略)	8 条件 (略)
その百三	その百三
1 公示番号 短区第四号	1 公示番号 短区第四号
2 漁場の位置 (略)	2 漁場の位置 (略)
3 漁場の区域 (略)	3 漁場の区域 (略)
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)	4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
5 存続期間 令和八年八月二十日から十二月三十一日まで	5 存続期間 令和八年八月二十日から十二月三十一日まで
6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
7 関係地区 (略)	7 関係地区 (略)
8 条件 (略)	8 条件 (略)
その百四	その百四
1 公示番号 短区第五号	1 公示番号 短区第五号
2 漁場の位置 (略)	2 漁場の位置 (略)
3 漁場の区域 (略)	3 漁場の区域 (略)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)	4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
5 存続期間 令和八年八月二十日から十二月三十一日まで	5 存続期間 令和七年八月二十日から十二月三十一日まで
6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
7 関係地区 (略)	7 関係地区 (略)
8 条件 (略)	8 条件 (略)
その百五	その百五
1 公示番号 短区第六号	1 公示番号 短区第六号
2 漁場の位置 (略)	2 漁場の位置 (略)
3 漁場の区域 (略)	3 漁場の区域 (略)
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)	4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
5 存続期間 令和八年八月二十日から十二月三十一日まで	5 存続期間 令和七年八月二十日から十二月三十一日まで
6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
7 関係地区 (略)	7 関係地区 (略)
8 条件 (略)	8 条件 (略)
その百六	その百六
1 公示番号 短区第七号	1 公示番号 短区第七号
2 漁場の位置 (略)	2 漁場の位置 (略)
3 漁場の区域 (略)	3 漁場の区域 (略)
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)	4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
5 存続期間 令和八年八月二十日から令和九年四月三十日まで	5 存続期間 令和七年八月二十日から令和八年四月三十日まで
6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
7 関係地区 (略)	7 関係地区 (略)
8 条件 (略)	8 条件 (略)
その百七	その百七
1 公示番号 短区第八号	1 公示番号 短区第八号
2 漁場の位置 (略)	2 漁場の位置 (略)
3 漁場の区域 (略)	3 漁場の区域 (略)
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)	4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
5 存続期間 令和八年八月二十日から令和九年四月三十日まで	5 存続期間 令和七年八月二十日から令和八年四月三十日まで
6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
7 関係地区 (略)	7 関係地区 (略)
8 条件 (略)	8 条件 (略)
その百八	その百八
1 公示番号 短区第九号	1 公示番号 短区第九号
2 漁場の位置 (略)	2 漁場の位置 (略)
3 漁場の区域 (略)	3 漁場の区域 (略)
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)	4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)

5 存続期間　令和八年八月二十日から令和九年四月三十日まで	5 存続期間　令和七年八月二十日から令和八年四月三十日まで
6 個別漁業権又は団体漁業権の別　(略)	6 個別漁業権又は団体漁業権の別　(略)
7 関係地区　(略)	7 関係地区　(略)
8 条件　(略)	8 条件　(略)
備考　(略)	備考　(略)
二 保全沿岸漁場に関する事項　(略)	二 保全沿岸漁場に関する事項　(略)

漁業権の概要(抜粋)
1 漁業権の内容
(1) 共同漁業権

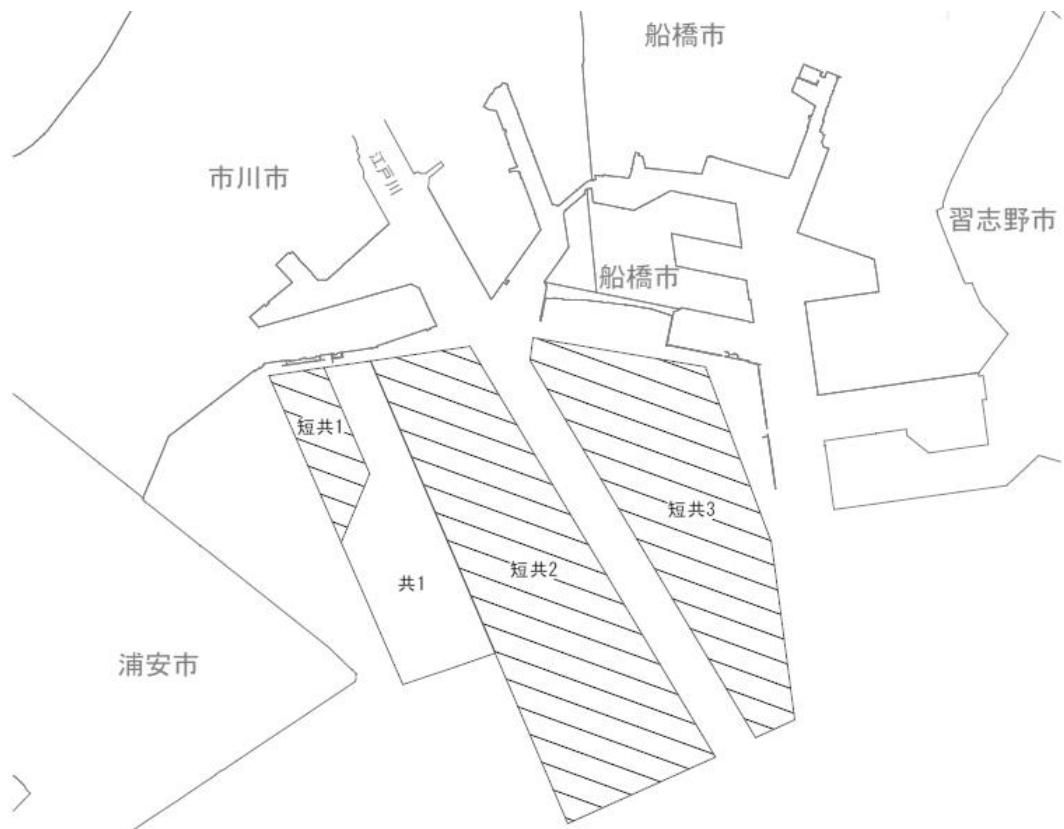
免許番号	漁業の種類 (漁業権者組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
短共第1号	第1種共同漁業 漁業協同組合	R 7. 9. 1から R 8. 8. 31まで	おごのり もがい はまぐり あさり ばかがい、 しおふき ほんびのすがい、 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	市川市塩浜地先	市川市	なし
短共第2号	第2種共同漁業 第1種共同漁業	R 7. 9. 1から R 8. 8. 31まで	おごのり もがい、 かき はまぐり あさり ばかがい、 しおふき ほんびのすがい、 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	船橋市地先	船橋市	なし
短共第3号	第2種共同漁業 第1種共同漁業	R 7. 9. 1から R 8. 8. 31まで	おごのり もがい、 かき はまぐり あさり ばかがい、 しおふき ほんびのすがい、 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	船橋市地先	船橋市	なし

(2) 区画漁業権

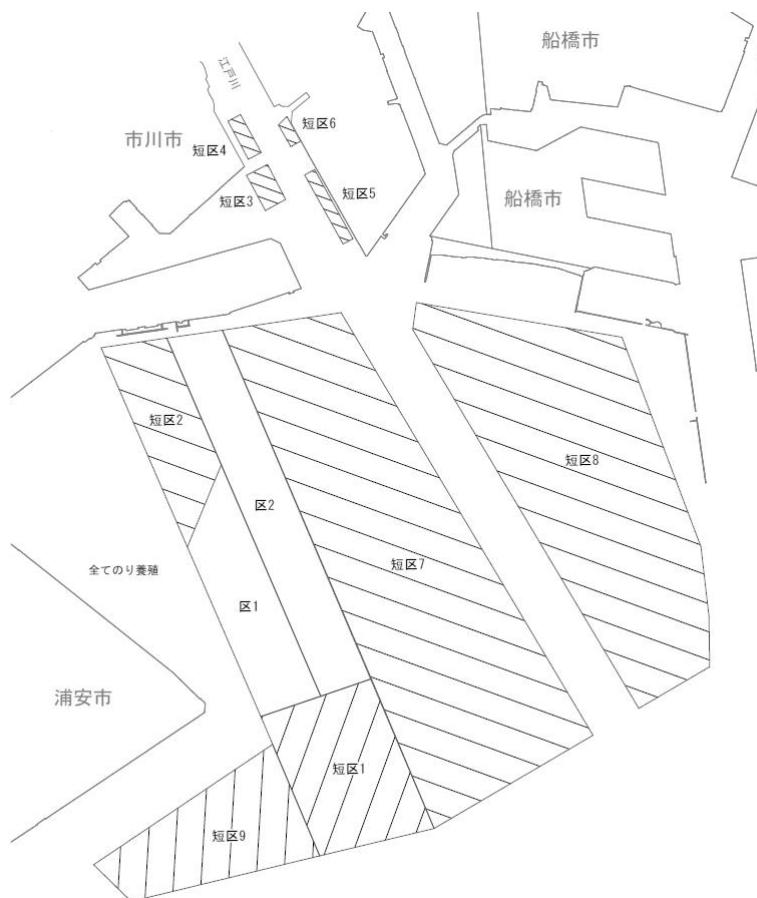
免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	個別漁業権又は 団体漁業権の別	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
短区第1号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 7. 8. 20から R 8. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	市川市塙浜地先	市川市	なし
短区第2号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 7. 8. 20から R 8. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	市川市塙浜地先	市川市	なし
短区第3号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 7. 8. 20から R 8. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	市川市本行徳地先	市川市	なし
短区第4号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 7. 8. 20から R 7. 12. 31まで	のり養殖	8/20～12/31	市川市本行徳地先	市川市	なし
短区第5号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 7. 8. 20から R 7. 12. 31まで	のり養殖	8/20～12/31	市川市高谷新町地先	市川市	なし
短区第6号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 7. 8. 20から R 7. 12. 31まで	のり養殖	8/20～12/31	市川市高谷新町地先	市川市	なし
短区第7号	第1種区画漁業	船橋市	団体漁業権	R 7. 8. 20から R 8. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	船橋市地先	船橋市	なし
短区第8号	第1種区画漁業	船橋市	団体漁業権	R 7. 8. 20から R 8. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	船橋市地先	船橋市	なし
短区第9号	第1種区画漁業	市川市	団体漁業権	R 7. 8. 20から R 8. 4. 30まで	のり養殖	8/20～翌4/30	浦安市日の出及び明 海地先	市川市	なし

漁業権漁場概略図（東京湾北部地区）

1 共同漁業権：あさり漁業等



2 区画漁業権：のり養殖業



第2号議案

千葉海区漁場計画の変更に係る公聴会の開催について

このことについて、漁業法第64条第8項で準用する同条第5項の規定により、次案のとおり公示することについて審議されたい。

令和8年1月26日

会長 石井 春人

千葉海区漁業調整委員会告示第 号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第八項において準用する同条第五項の規定により、千葉海区漁場計画の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。

なお、千葉海区漁場計画の変更案については、その関係書類を千葉海区漁業調整委員会事務局に備え置いて閲覧に供する。

令和八年 月 日

千葉海区漁業調整委員会会長

石井 春人

一 開催日時 令和八年二月十二日（金曜日）午後一時三十分

二 開催場所 千葉市中央区長洲一丁目八番一号 プラザ葉の花四階「楓」

三 事業案 千葉海区漁場計画の変更案（千葉海区に設定する漁業権のうち、市川市及び船橋市を関係地区とする共同漁業権及び区画漁業権に関する事項）

四 公述に関する事項

1 意見を述べることのできる利害関係人の範囲

千葉海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他利害関係のある者

2 公述時間

一人五分以内とする。

3 文書の提出

公述を希望する者は、住所、氏名、年齢、職業、所属団体、当該事業案について利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した書面一部を千葉海区漁業調整委員会事務局（千葉市中央区市場町一番一号）に提出しなければならない。